

上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設応募用地
土地所有権以外の権利消滅に関する同意書

私は、上尾市、伊奈町(以下「両市町」という。)が候補地として決定したことを受け、私が所有する以下の土地を両市町が定める時期及び方法に従い、所有権移転することについて同意します。

これに伴い、土地所有権以外の権利について登記がなされている場合は、権利消滅後速やかにこれを抹消します。

また、私は、本日以降、前述の権利消滅が行われるまでの間に、当該土地の一部または全部の所有権を第三者に移転、または、担保に供するなど一切の処分をするときは、事前に両市町の承諾を得るとともに、当該第三者に対し、両市町が定める時期及び方法に従い、本権利を消滅させる義務を継承させます。

令和 年 月 日

同意者(権利関係者)

住所 ○○市○○町○○番地○

氏名 上伊 一郎 (署名してください) (印)

【土地及び本件権利】(土地全部事項証明書どおりに記載してください。)

| 不動産 | | | | 土地所有者 | | 権利 |
|--------|----------|----|----------------------|----------------|-------|-----|
| 所在 | 地番 | 地目 | 地積 m ² | 住所 | 氏名 | 種類 |
| ○○市○○町 | 1 1 1 | 畑 | 3,000 | ○○市○○町 ○○番地 | 上伊 太郎 | 地上権 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 抵当権 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

※ 所有権以外の権利とは、占有権、地上権、永小作権、地役権、入会権、留置権、先取得権、(根)質権、(根)抵当権、鉱業権、採掘権や差し押さえの債権などを言います。

様式6

上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設応募用地
土地所有権以外の権利消滅に関する同意書

私は、上尾市、伊奈町(以下「両市町」という。)が候補地として決定したことを受け、私が所有する以下の土地を両市町が定める時期及び方法に従い、所有権移転することについて同意します。

これに伴い、土地所有権以外の権利について登記がなされている場合は、権利消滅後速やかにこれを抹消します。

また、私は、本日以降、前述の権利消滅が行われるまでの間に、当該土地の一部または全部の所有権を第三者に移転、または、担保に供するなど一切の処分をするときは、事前に両市町の承諾を得るとともに、当該第三者に対し、両市町が定める時期及び方法に従い、本権利を消滅させる義務を継承させます。

令和 年 月 日

同意者(権利関係者)

住所

氏名
(署名してください)

㊞

【土地及び本件権利】(土地全部事項証明書どおりに記載してください。)

| 不動産 | | | | 土地所有者 | | 権利種類 |
|-----|----|----|----------------------|-------|----|------|
| 所在 | 地番 | 地目 | 地積 m ² | 住所 | 氏名 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

※ 所有権以外の権利とは、占有権、地上権、永小作権、地役権、入会権、留置権、先取得権、(根)質権、(根)抵当権、鉱業権、探掘権や差し押さえの債権などを言います。